

令和5年度岡山市給付型奨学金【二次募集】募集要項

この奨学金は保護者等が岡山市にお住まいで、高等学校等に在学し、経済的理由により修学が困難な高校生等を対象に、成績審査を行わず、返還不要な奨学金を年度内に1回給付するものです。第1回目の募集で申請をされていない方を対象に二次募集を行います。

この募集要項の内容を保護者の方と一緒によく確認した上で、申請期限までに申請手続きを行ってください。

岡山市給付型奨学金制度（二次募集）の概要	
募集期間	令和5年11月6日（月）から 令和6年1月31日（水）まで ※家計急変による応募も令和6年1月31日（水）まで
対象	2ページの資格要件を満たす人 ①第1回目の募集で給付決定を受けていない人 ②家計が急変した人
募集人数	資格要件を満たす人全て
給付金額	60,000円（通信制は37,000円）
給付回数	年度内に1回
給付時期	申請書受理後翌々月（予定） (例)令和6年1月申請分は令和6年3月（予定）

※第1回目（令和5年8月1日～9月29日）の募集で、給付決定を受けている人は対象となりません。

岡山市こども福祉課

1. 資格要件(二次募集)：次のすべてに該当する人

※第1回目（令和5年8月1日～9月29日）の募集で、既に給付決定を受けている人は対象となりません。

基準日において（特に定めのない項についての基準日は令和5年7月1日です。）

- (1)保護者等（Q1参照）が岡山市内に居住している人（Q2参照）
- (2)高等学校等（Q3参照）に在学している人（基準日は申請日）
- (3)学業を続けようとする意志のある人（基準日は申請日）（Q4参照）
- (4)高等学校等に入学又は編入した年度の4月1日時点において、18歳未満である人
- (5)経済的理由により修学困難である者であって、次のいずれかの世帯に属する人。（但し、基準日において、生活保護を受けている世帯に属する人、児童養護施設等で特別育成費が支弁されている人は対象となりません。）
 - ア 世帯に属する人全員（Q5参照）の令和5年度の市町村民税所得割額が0円の人（Q6参照）
 - イ 保護者等世帯員のうちに申請年度に所得割が課税されている者がいる世帯であって、家計急変により収入が減少し、翌年度の世帯全員の所得割額が非課税となることが見込まれる世帯の人（基準日は申請日の属する月の1日）（Q7参照）

※イに該当する人とは、家計急変前の収入+家計急変後の収入の金額が、下表の年収見込例の金額目安となる人です（下表はあくまでも目安です。世帯の状況により異なりますので、該当するかどうかわからない場合は、収入のわかるものをご持参いただき、個別に奨学金事務センターにご相談ください）。令和5年の年収が確定後、令和5年1月末までに申請してください。申請の段階で令和5年の年収が確定していない場合は、家計急変後の状態（3か月以上）の平均を出し、その後も同様の状況が継続する見通しであることなどを目安に1年間（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の収入を算出します。

○市民税所得割非課税の年収見込例

世帯構成	年収見込	世帯構成	年収見込
2人世帯	2,044,000円未満	5人世帯	3,215,000円未満
3人世帯	2,215,000円未満	6人世帯	3,700,000円未満
4人世帯	2,715,000円未満	7人世帯	4,136,000円未満

2 申請に必要な書類

必ず提出するもの	① 岡山市給付型奨学金申請書（様式1号）	様式は岡山市ホームページまたは在籍している学校で入手してください。
	② 在学証明書兼推薦書（様式2号）	様式は岡山市ホームページまたは在籍している学校で入手し、現在在籍している学校で証明を受けてください。
	③ 世帯全員の住民票の写し（続柄入りのもの） ※窓口で取得するものを「住民票の写し」といいます。コピー不可。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年7月1日以降に発行されたもの 申請者と同一の世帯に属する方全員が記載されたもの及び単身赴任等で別居しているが生計を同一としている方も必要です。 <p>※保護者等が令和5年7月1日現在、岡山市に住民登録されていることが必要です。</p> <p>※家計急変による申請をする場合は、申請する月の1日以降に発行された住民票を提出してください。 例）11月30日に申請する場合は11月1日以後に発行の住民票</p>
	④ 世帯全員の令和5年度の「市(区町村)民税課税証明書」（コピー不可） ※証明に「課税資料なし」等の記載がある場合は各市税事務所で申告を行ってください。	<p>③で提出する住民票に記載されている世帯員全員の課税証明書を提出してください。</p> <p>※令和5年4月1日時点で18歳未満かつ就学している人及び義務教育就学前の人の課税証明書は不要です。また、18歳以上の方でも大学等の在学と保護者の扶養に入っていることが証明できる書類の提出があれば課税証明書は不要です(例 学生証と健康保険証のコピーなど)。</p> <p>※課税証明書は令和5年1月1日時点で住民登録のあった自治体から入手してください。</p>
	⑤ ①で記入した振り込みに使用する口座の写し	支店名、口座番号、口座名義人のわかるページをコピーし、提出してください。
	⑥ 申請者（高校生等）の健康保険証の写し	扶養の確認のため提出していただくものです。記号・番号・保険者番号を黒塗りし提出してください。
家計急変による申請者のみ必要	⑦ 家計急変申告書（様式3号）	令和5年度に市民税所得割が課税されている世帯員がいる世帯において、家計急変により収入が減少し、世帯全員が非課税相当の収入になると見込まれる場合は、家計急変世帯として申請できます。
	⑧ 家計急変を証明する書類	離職票、雇用保険受給資格証、解雇通告書、破産宣言通知書、廃業届出等、家計急変した事由を証明する書類を提出してください。
	⑨ 家計急変前と後の収入を証明する書類	給与明細書（令和5年1月から申請時点の月分まで）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等
	⑩ 扶養状況申告書（様式4号） *該当者のみ	令和5年の扶養控除等を計算するために扶養人数の確認をするためのものです。④の控除内容と異なる場合に提出してください。

※その他、審査のために表に記載のある書類以外の提出をお願いすることがあります。

※同一世帯で複数人の申請を行う場合は、2人目以降の申請書類について、③・④・⑧・⑨・⑩についてはコピーしたものを提出して差し支えありません。

※①、②、⑦、⑩は指定様式となります。岡山市こども福祉課のホームページからダウンロードしていただくか、在学校におたずねください。

※書類に不備がある場合、提出書類の訂正や追加書類の提出を依頼する場合があります。

①に記載した連絡先（電話）で着信可能な状態にしておいてください。電話で修正を依頼した場合、または、電話で連絡がつかず郵送等で修正を依頼した場合について、一定期間経過しても修正・返送がされない場合、給付が不決定となる場合があります。

3 申請書類の提出期限及び提出先等

(1) 提出先、提出方法

申請書類を全てそろえて、郵送もしくは持参で岡山市こども福祉課に提出してください。

※在籍している学校でとりまとめは行いません。

(2) 提出期限 令和6年1月31日（水）必着

※家計急変による申請も令和6年1月31日（水）までです。

※提出にあたっての注意

郵送で提出する場合、封筒に必ず申請者の氏名・住所を記載してください。また、郵便料金が不足している場合は受け取りできない場合がありますので、必ず不足がないように確認の上、切手を貼付してください。

4 審査及び結果通知

申請書類により資格要件を確認します。書類に不備がある場合、提出いただいた書類の訂正や追加書類の提出を依頼する場合があります。審査結果は、申請者全員に文書により通知します。

結果通知は、申請月の翌月末を目途に送付します。

5 給付

申請月の翌々月末を目途に振込を予定しています。

【給付額】

学校種別	金額
通信制以外	60,000円
通信制	37,000円

6 届出の義務

申請後及び給付決定後、下記の事項にあてはまる場合は、給付決定を取り消すことになります。速やかにこども福祉課へ電話等でお知らせください。届出に必要な様式を郵送します。

- (1) 申請者が奨学金の給付を受ける前に死亡したとき
- (2) 申請者が奨学金の給付を辞退するとき
- (3) 家計急変で申請したが申請後、給付前に家計急変事由が解消したとき

7 給付決定の取消

奨学金の給付決定を受けた場合においても、下記の事項にあてはまる場合、奨学金の給付決定の取り消しを行います。

- (1) 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき
- (2) 申請者が奨学金の給付を受ける前に死亡したとき
- (3) 申請者が奨学金の給付を辞退したとき

8 奨学金の返還

給付が決定し、奨学金が給付された後であっても、7(1)～(3)に該当した場合は、給付決定を取り消し、奨学金全額の返還を求めます。申請書類に誤りや偽りがないよう留意し、6に規定する届出の義務が発生した場合は遅滞なく、確実に届出を行ってください。虚偽等不正な申請を行った場合、届出事項が発生したことを故意に隠蔽するなど悪質と認められる場合は、法的手段の行使も検討します。



よくある質問と回答 1 資格要件について

Q 1	保護者等とは誰のことをいうのでしょうか？
A 1	保護者等とは、原則、親権者になります。親権を行う者がいないときには未成年後見人（法人未成年後見人や児童相談所長等を除く）となります。親権者、未成年後見人がおらず、申請される方が主として他の者の収入により生計を維持している場合、当該「他の者」になります。
Q 2	「基準日において岡山市に居住している」とは岡山市に住んでいればよいということですか？
A 2	原則として、基準日までに岡山市に住民登録をする必要があります。基準日に岡山市内に居住し、住民票がある人が対象です。 ただし、以下のような「特別な事情」がある場合はご相談ください。 ○保護者が単身赴任や療養、親族の介護等の理由により、やむを得ず本来の世帯を離れて別居している場合 ○DV等のため、住民基本台帳事務による支援措置を受けている場合 ※「特別な事情」に当たる場合、そのことが分かる書類の提出をお願いすることができます。
Q 3	高等学校等とはどの範囲を指しますか？
A 3	本奨学金の対象としている高等学校等とは、「高等学校」、「中等教育学校後期課程」、「高等専門学校第1～3学年」、「専修学校高等課程（修業年限が3年以上）」です。「特別支援学校」は対象外です。
Q 4	学業を続けようとする意志はありますが、この先1年間休学する予定です。申請は可能ですか？
A 4	学業を続けようとする意志とは、申請される方の意志とともに、在学証明書兼推薦書による在学校の証明により確認を行います。 基準日時点において当該年度中の休学や退学、停学が決まっている場合、その年度においては学業を続けることができないため、学校推薦を得ることができず、申請はできません。
Q 5	世帯に属する人とは、住民票上の世帯を指しますか？
A 5	住民票上の世帯に加え、単身赴任等で別居している家族等、生計を一つにしている方についても対象になります。
Q 6	「市民税所得割額」はどのように確認できますか？
A 6	市民税が給与から引かれている人は、毎年6月頃に会社を通じて配布される「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」、それ以外で市民税を納付している人は毎年6月頃に市から送付される「市民税・県民税 税額・納税決定通知書」で確認できます。

	<p>※「源泉徴収票」では「市民税額」の確認はできません。</p> <p>※市町村民税の均等割が課税されていても、所得割が課税されていなければ対象となります。</p>
Q 7	家計急変に該当するのは、どのような場合ですか？
A 7	災害、死亡、傷病、本人の責によらない失業・減収のため、家計が急変し、当該年の年収が市民税所得割非課税相当に減少した場合です。自己都合、定年退職等による離職等は対象になりません。
Q 8	他の奨学金制度を受給している場合、岡山市奨学金の申請は可能ですか？



Q 9	奨学金の振込口座について、誰の口座でもよいのですか？
A 9	<p>原則、申請者本人の口座です。口座開設できないなどのやむを得ない事情がある場合についてのみ、保護者等の口座を記載してください。</p> <p>口座について、10年以上出入金等の取引がない場合、「休眠口座」として振込み等ができなくなっていることがあります。この場合は、金融機関の窓口で、休眠を解除していただく必要があります。</p> <p>また、振込口座は現存する金融機関を指定してください。廃止や統廃合により現存しない場合、振り込みができません。</p>
Q 10	通信制高校とサポート校に在籍していますが、両方の在学証明書兼推薦書が必要ですか？
A 10	通信制高校とサポート校に在籍している場合は、通信制高校の在学証明書兼推薦書のみを提出してください。
Q 11	その他の書類はどのようなものを求められることがありますか？
A 11	<ul style="list-style-type: none"> 例) ・親権者が未成年後見人である場合は戸籍謄本の写し ・DVを受けて親権者の一方の書類提出ができない場合、そのことを証明する書類等 ・2022年中に国外での収入があった人が世帯にいる場合、その人の給与明細や収入証明書等、その期間の収入が分かる書類も必要です。
Q 12	提出した書類は返却してもらえますか？
A 12	提出いただいた書類は結果、理由を問わず返却いたしません。岡山市において、適切な方法で保管・処分を行います。

書類の提出先及び問合せ先

◆岡山市こども福祉課

〒700-8544 岡山市北区大供町1-1-1 岡山市役所本庁舎9階

電話 086-803-1221

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。



申請書等様式のダウンロードは岡山市ホームページから行えます。

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000021677.html>

【参考】よくあるまちがい～提出前に再度 チェックして確認ください。

○住民票

- 住民票は世帯全員のものである。
- 住民票は基準日（令和5年7月1日）以降に発行されたものである。
家計急変での申請の場合の住民票は、申請月の1日以降のものである。

○課税証明

- 18歳以上の世帯全員分の課税証明書を添付している。
- 18歳以上で就学中の人が課税証明書が添付できない場合は、就学を証明するもの及び保護者の扶養に入っていることを証明する書類を添付している。
- 課税証明書に「課税資料なし」の文言が入っていない（「課税資料なし」等の文言がある場合には、改めて申告をする必要がある場合があります）。

○申請書等

- 申請書に記入した口座の通帳コピーを添付している。
- 申請者（高校生）の保険証のコピーを添付している。（保険証の記号・番号・保険者番号は黒塗りしている）
- 申請書の口座種別の普通か当座に○をしている。
- 申請書に日中連絡がつく電話番号を記入している。

○家計急変で申請される方（該当者のみ）

- 家計急変申告書の家計急変月、年収見込、家計急変発生事由を記入している。
- 1年間分（申請月の最新月まで）の給与明細等を添付している。